

訪日外国人観光客誘致促進事業
募集要項

この要項は、世羅町への観光誘客を促進するため、ツアーを造成する旅行業者に対し、一般社団法人世羅町観光協会（以下、「当会」という）が定める予算の範囲において助成金を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。

○内容

当会が定める下記の要件を満たすツアーにおいて助成金を交付することとする。

- 1) 参加者人数は、1 ツアーの催行人数を 10 名以上とする。（添乗員等関係者は除く）
- 2) 世羅町の宿泊施設で 1 泊すること

○交付対象者

当会が定める要件を満たすツアーを実施した国外の旅行会社

※助成対象はグループ旅行客のみとする（添乗員等関係者は除く）。

※他県・他市町村・他団体の助成制度との併用も可能。

○実施期間

2026 年 7 月 1 日（水）～2027 年 2 月 28 日（日）

※上記の期間でチェックアウトが完了していること（但し、予算が無くなり次第終了）

○助成額

1 旅客あたり 1 泊につき 一律 3,000 円を助成。

○提出書類 旅行終了後、原則として 30 日以内（電子メールのみ・郵送、FAX 不可）

- ① 訪日外国人観光客誘致促進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ② 宿泊証明書（様式第 2 号）及び旅行行程が分かる書類（日程表）
- ③ 振込銀行口座の通帳の写し等、銀行名と口座番号が確認できる書類（初回申請時のみ）

○その他

① 助成を希望する場合は、事前にご相談下さい。電話は日本語のみの対応。

② 申請書は、読みやすい文字で、金額は、日本円で作成。

③ 助成金を支払う際の振込手数料は、下記のとおりとする。

日本国内に口座有 → 振込手数料負担なし

日本国内に口座無 → 振込手数料を助成金より差し引く

④ 予算を全額執行した場合は、実施期間途中であっても助成を終了とする。

【お問合せ・手続先】一般社団法人世羅町観光協会 担当：西原（Nishihara）/鈴木（Suzuki）

〒729-3302 広島県世羅郡世羅町川尻 2402 番地 1

TEL：+81-847-22-4400（日本語） FAX：+81-847-22-0315

Email：kankou@seranan.jp（日本語 or 英語）